

特定医療受給者の方へのお願い

下の太枠内に氏名等を記入し、受給者証を添えて医療機関へ提示してください。

※ この連絡票は、特定医療受給者証の更新のための診断書（臨床調査個人票）の作成を医療機関へ依頼するときの連絡のために窓口で提示していただくものですが、提示しなくても診断書を作成してもらえる場合は使わずに診断書を受け取ってさしつかえありません。

【特定医療受給者記入欄】

フリガナ		生年月日	年齢	歳
受給者氏名		年 月 日		
住所	〒			
	【電話番号】 ()			

指定医療機関の方へのお願い

指定難病 特定医療受給者証 更新手続き連絡票

- ① この連絡票及び受給者証を確認されましたら、受給者証（原本）のみ患者へお返しください。
- ② 青森県においては、更新手続きに係る「臨床調査個人票（診断書）」の用紙を特定医療受給者の方々へ送付しておりませんので、特定医療受給者から臨床調査個人票の作成依頼があった際は、疾病名を御確認の上、厚生労働省ホームページから臨床調査個人票をダウンロードして、作成してくださるよう御理解と御協力をお願い申し上げます。
なお、ダウンロードによる入手が困難な場合等は下記の保健所へ御連絡ください。
- ③ 作成した臨床調査個人票はできるだけ患者さんに直接交付してください。病院から保健所へ直接郵送する場合は、更新手続きは患者さん自身が下記の保健所へ申請する必要があることをお伝えください。

【厚生労働省ホームページ】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

（「難病情報センター」<https://www.nanbyou.or.jp> でも同様の資料が入手できます）

【注意事項】

平成30年4月から臨床調査個人票の様式が一部改正されていますので、新様式により作成してください。（※令和3年11月に5疾病が追加されています。）

【参考通知】

平成30年3月26日青保第2515号難病指定医療機関の長あて青森県健康福祉部保健衛生課長通知
「指定難病の追加及び診断基準、重症度分類、臨床調査個人票様式の一部改正等について」

担当： 地域県民局地域健康福祉部保健総室（ 保健所）
健康増進課
電話： FAX：